

プレゼンテーション要旨

1. サステナビリティへの取組み（プレゼンター 猪股執行役常務、グループ CSO）

P5 「サステナビリティ」の定義と位置づけ

みずほにとってのサステナビリティとは、みずほの持続的な成長、並びにそれを通じた環境の保全および内外の経済・産業・社会の持続的な発展・繁栄を目指していく、というもの。昨年より始まった5カ年経営計画を機に、監督と執行の間で集中的に議論を重ね、サステナビリティに関する基本的考え方やグループ一体での戦略推進方法を策定した。

加えて、みずほの戦略、事業領域と親和性があり、中長期的な企業価値向上に繋がるものをサステナビリティ重点項目として定め、ビジネスと経営基盤の二つに区分している。

P6 サステナビリティへの取組強化

昨今の外部環境変化として、①環境、気候変動への対応の重要性の増加、②ESG 投資が高まる中で企業に対する情報開示の要請拡大、③ESG/SDGs への対応を「守り」だけでなく、ビジネス機会として捉える動きが出てきている、といった3つが挙げられる。これに対し、みずほは、「グループ一体でのサステナブルビジネス強化」、「気候変動リスクの管理強化」、「取締役会による監督の役割を明示したガバナンスの強化と情報開示」の3つにフォーカスして取組んでいく。

P7 グループ一体でのサステナブルビジネスの推進

みずほでは、お客さまの抱える ESG/SDGs といった社会的課題に対し、エンゲージメントを深く行うことで、様々なコンサルティングやファイナンス機能を提供し、課題解決・イノベーション創出を目指すサステナブルビジネスを推進していく。具体的には、2030年度までの12年間でサステナブルファイナンス累計25兆円、うち環境ファイナンス12兆円の目標を設定している。

P8 サステナブルビジネス推進体制

お客さまの企業価値向上に資する支援を行うために複数の部署やタスクフォースを新設した。みずほ情報総研は、環境・エネルギー分野のコンサルティング部隊を有しており、これは政策支援、企業向けコンサル等に豊富な実績をもった専門家集団である。お客さまのTCFD対応も含めた、高度なソリューションが提供できるのがみずほの強み。横断的な「サステナブルビジネス戦略会議」にてグループ内の知見を集約し、グループ横断的に対応している。

P9 気候変動リスク管理の強化

気候変動に伴うリスク管理について、TCFDの提言にコンプライしていく形でシナリオ分析を行っており、「移行リスク」と「物理的リスク」の二つを計量している。シナリオ分析は、グローバルスタンダードが未だ確立されていない中、様々な議論を重ね試行錯誤しながら実施し、我々にとっても非常にチャレンジングな取組みであった。

取引先が現状の事業構造を転換しない場合（Static シナリオ）と転換する場合（Dynamic シナリオ）の2つのシナリオを比較すると、事業構造を転換する方が2050年までの与信コスト増加額を抑えられる結果となった。つまり、脱炭素社会への移行を中長期に見据えて、今からお客さまとのエンゲージメントを通じた移行支援を行うことが

重要であることが定量的にも確認できたことになる。

物理的リスクのシナリオ分析についてだが、IPCC「気候変動に関する政府間パネル」が想定するシナリオを用いて、2050年までの与信コストを算定した。直接影響として、担保不動産の価値毀損による与信コストへの影響は限定的であり、間接影響としても、事業停滞が業績に影響を与える金額は、2050年までの与信コスト増加額が520億円に留まるという結果となった。

移行リスクの高い石炭火力発電所向け与信については、新規建設を資金使途としたファイナンスは行わない、として対応方針を厳格化している。結果、2030年度までに(2019年度比)50%の削減、2050年度までに残高をゼロとすることにしているが、2040年には概ね与信残高はなくなる見通しをもっている。今後、与信残高の削減の前倒しについても検討を継続していく。

P10 環境方針の制定と情報開示の拡充

サステナビリティは、みずほの企業価値に中長期的に大きな影響を及ぼすため、グループ全体で推進していくことが重要。リスク管理委員会や経営会議といった執行側の議論を、取締役会にも共有し、監督を行うガバナンス体制となっている。

海外でもTCFDレポートを発行している金融機関が少ない中、本邦金融機関として初めてTCFDレポートを発刊した。金融庁や投資家の方々からも、開示内容の十分性だけでなく、日本における「TCFD開示拡充の先駆者」として高い評価をいただいている。今後、企業価値への影響や投資家にとっての活用しやすさといった観点で、ESGデータブックやSASB(サズビー)スタンダードへの対応状況についても開示していく。

P11 気候変動に関する株主提案について

本件は、定款に、「パリ協定の目標に沿った投資のための経営戦略を記載した計画を、年次報告書に開示する」という条項を規定するという提案であり、当社取締役会としては本議案に反対しており、改めてポイントを述べさせていただきます。

第一に、「パリ協定を踏まえた目標を含む経営戦略の策定」について、みずほでは、環境を最も重要な経営課題として位置づけ、既に業務計画に織り込んで対応している。みずほは、お客さまとのエンゲージメントを通じ、課題やニーズを深く理解し、お客さまの気候変動や脱炭素社会への移行をサポートすることで、みずほグループのリスク管理を継続的に強化していくことを戦略の中核として明示している。

第二に、従来から、統合報告書、いわゆるディスクロージャー誌でTCFD提言を踏まえた開示を実施していることに加え、今年度は更にTCFDレポートを発行するなど、開示を大きく拡充しており、最も先進的なレベルにある。

第三に、気候変動リスクへの対応を含む環境への取組みについては、取締役会決議により「環境方針」を定め、開示している。この中で、気候変動への取組方針を明確化するとともに、環境に関連するリスクと機会を戦略に組み込むこと、環境への取組みに関する指標・目標を設定し、定期的な進捗評価を通じて、継続的に改善をはかること、積極的な開示を行い透明性の確保に努めること、を明示している。

すなわち、当社の環境方針は株主提案の内容を明文化したものであり、同じような条項を細かく定款で規定する

ことは、経営の柔軟な裁量を拘束する懸念があり、適切ではないと考える。

また、政府間の合意である「パリ協定」については議論途上の事項も多く、民間企業として、パリ協定自体の実効性を確実に担保することは難しく、定款に記載するには適切ではない。「パリ協定の目標に沿った投融資」ということについても、その解釈や要求水準で意見が分かれる可能性があり、不要な訴訟リスクやレピュテーションリスクを招く懸念があり、当然それに対応するためのコストも発生する。東日本大震災のような深刻な非常事態や緊急事態の場合、経営の裁量が拘束され、適時適切な業務執行に支障をきたす懸念がないとも限らない。

なお、本提案をいただいた株主様とも、複数回にわたり建設的なエンゲージメントを実施し、先方からも3メガの中で最も先進的取組を実施しているとの評価をいただいている。ただ、その株主様にとっては、気候変動対応を推進していくための、社会一般に対する「意見発信」という意図もあるため、本提案を取り下げるには至らなかったものと理解している。

【坂井 GCEO より】

統合報告書において、サステナビリティ、環境問題に対する戦略については、以前より情報開示を行ってきている。一方で、定款は会社の目的、名称や商号等を定めるもので、その変更は株主総会における特別決議事項に該当する。

定款の下には、取締役会が定める様々な規程が存在しているが、この中の最上位の規程であるコーポレートガバナンスガイドライン、みずほの行動規範、の下に人権方針、環境方針、リスクに関する指針等を定めている。

今回の株主提案は、定款本来の位置づけ、既に定められた他の規定との整合性、執行における機動性・裁量性、パリ協定そのものの不確実性、といった要因を勘案すると、不適切な提案と考えている。

本日も説明させて頂いたように、サステナビリティ、環境問題については経営の最優先課題として取り組んでいる。5ヵ年経営計画でも、株主、お客さま、社員を加えた社会を含め、ステークホルダーとの新たな価値を創造していく事をこの計画の根幹としている。

引き続き、本件サステナビリティ、環境問題については自身が責任をもってリーダーシップを発揮し、経営戦略の一部としてしっかりと取組み、開示の充実も進めて行く事をこの場で改めて申し上げます。

2. 社外取締役セッション (P.25) (プレゼンター 小林 社外取締役、取締役会議長候補)

取締役会議長としての抱負・課題認識

5カ年経営計画の実行が一番の課題。これまでの改革への取組みにより、2019年度は計画を上回る実績となり、取締役会も評価していたが、新型コロナの影響で、20年度、21年度は厳しい年になると予想している。そのような中で、サステナブルな企業価値向上の観点から、5カ年経営計画を最終的にどのように達成するかが大きな課題と考えている。

新型コロナは、ネガティブな問題ではあるが、社会や経済の様式が変わるという中で、大きな機会でもある。マイナスとプラスをうまくバランスさせていながら、将来に対するプラスに変えて取り込んでいきたい。他メガに比べてみずほが遅れている面もあるが、経済の構造が変わる中で、それがプラスに働く可能性もある。

これまでデジタル化・フィンテックの中で、既存の金融機関がどのような将来像を描くのか、議論になってきたが、新型コロナの中で、色々ヒントがあったと思う。また、規制下にある金融機関が果たす役割も見えてきた。今後は、新たなデジタル化した社会の中で、どのようなビジネスモデルを作っていくのか、タブー無しで取り組んでいきたい。

ガバナンス

社外取締役が積極的に意見発信しており、執行側も真摯に対応していることから、取締役会の実効性はかなり高い。ただ、これまでの議論は、構造改革に関するものが中心で、問題をどう解決していくかだった。これからは、将来の発展に何が必要なのか、議論をしてそれに対する行動を監督していくことが必要。そのために、構造改革をしっかりと進め、加速していく事も重要。

今後のNew Normalへの対応という観点では、サステナビリティも含めて非常に先進的な企業経営を行っている取締役が揃っている。新しい事をやっていくという意味で適切なメンバーが揃っている。

サステナビリティへの取組みに対する考え方と監督体制について、基本方針・重点項目はかなり踏み込んだと思っている。ただし、形を作っただけでは意味がないので、現場の日々の業務の判断にしっかり根付いているのか、監督していく必要がある。

また、サステナビリティの観点から金融機関として求められる社会的役割があるはずなので、それをしっかりと果たしていくことを総合的に判断していきたい。今回の基本方針は環境問題に重点が置かれているが、新型コロナを踏まえて、今後は、社会(Social)に対する取組みも重要になってくると考えている。

リスク管理

当面の課題としては、With コロナの中で、どういう風にリスク管理をしていくのか、だと思う。これまで色々な努力の中でRAFの運営もしっかり行われてきており、資本の充実も進んできた。一方、未曾有の新型コロナを踏まえて、リスクアペタイトの水準や、与信先の格下げによる与信費用の増加へ十分に注意する必要がある中で、金融機関として役割を果たすことも求められる難しい状況であるが、しっかりリスク管理を行い、リスク委員会としてもモニタリングしていきたい。

また、足元の新型コロナへの対応だけではなく、After コロナに向けて、どのような態勢が取れるのか、総合的に判断をしながら、リスク管理の視点を構築していきたい。